

食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会

平成17年11月15日（火）14：00～16：55

梅田スカイビルタワーウエスト 36階

主催：内閣府食品安全委員会

午後2時 開会

(1) 開会

司会(西郷) 本日は、お忙しいところお越しいただきありがとうございます。

ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会」を始めます。

私、本日司会進行を務めます食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。よろしくお願いいたします。

(2) 開会挨拶

西郷 それでは、早速でございますが、食品安全委員会の寺尾委員長代理からごあいさつを申し上げます。

寺尾食品安全委員会委員長代理 皆様、こんにちは。食品安全委員会で委員をしております寺尾でございます。

本日は、米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会にご出席賜りましてありがとうございます。心からお礼申し上げます。

この会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

食品安全委員会は、本年5月24日付で米国及びカナダの輸出プログラムにより管理された米国産及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉及び牛の内臓を摂取する場合のリスクの同等性につきまして、管理官庁であります厚生労働省、農林水産省から、食品健康影響評価につきまして諮問を受けております。

この諮問を受けまして、委員会では、プリオン専門調査会を5月31日から10月31日までの間に計10回開催いたしました。その間、本件の内容についての審議を重ねてまいりました。今回、プリオン専門調査会におきまして審議結果が取りまとめられましたのを受けまして、その内容につきまして国民の皆様方に説明申し上げるとともに、ご意見を伺うために、現在、食品安全委員会のホームページを通じまして、広く国民の皆様方からご意見を募集しているところであります。

この意見募集の期間に合わせまして、全国各地で順次意見交換会を開催いたしまして、消費者、生産者及び事業者等の関係者の皆様方にご理解を深めていただき、さまざまな立場から相互に意見の交換を行う機会を設けることといたしました。この会は、食品安全委

員会におきまして、食品健康影響評価のプロセスの過程におきまして実施するリスクコミュニケーションの一環として行っているものであります。

本日は、まずプリオン専門調査会の小野寺専門委員から、プリオン専門調査会での議論の背景及び経緯、そして、その審議の結果案の内容などにつきましてご講演いただきまして、続きまして、関係者の代表の方々にパネリストとして、それぞれの立場からご議論をいただいた上で、それらを踏まえて会場の皆様方との意見の交換を行いまして、皆様方相互にこの問題についての議論を深めていきたいと思っております。

BSE問題につきましては、今後ともの確な対応が必要とされております。食品安全委員会といたしましては、このような取り組みを通じまして、皆様方からいただきましたご意見等を踏まえて審議をさらに進めまして、最終的な結論を得たいと考えております。

それでは、本日、どうかよろしくお願いたします。

西郷 ありがとうございます。

それでは、配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

青い封筒に入っているものでございますが、「配布資料一覧」というのがございます。これに基づき、ご確認ください。「議事次第」、「講演者及びパネリストプロフィール」、パネルディスカッションの「座席表」、資料1が、今の寺尾委員からもお話がございましたリスク評価の案でございます。これが現在、意見・情報の募集が行われているものでございます。資料2が、その概要版でございます。資料3はスライドの打ち出し資料になってございます。これからご講演いただく小野寺専門委員のご講演でも使われます。ただし、小野寺委員のご講演では、時間の都合上で少しアレンジしてございます。

参考資料1といたしまして、意見・情報の募集のお知らせ。参考資料2が、厚生労働省及び農林水産省から当委員会への評価要請でございます。参考資料3は、厚生労働省及び農林水産省につくっていただきました「米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較」という資料でございます。

アンケートが入っております。これは、今後、当委員会が行います意見交換会を改善してまいりたいということでございます。お感じになったことをご記入いただきまして、お帰りの際に出口で回収しておりますので、置いていっていただければと思います。

次に、食品安全委員会の小さなリーフレット等も入っております。あと、「用語集」が正誤表と一緒に入っているかと存じます。

以上、何か不足がございましたら係までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、「議事次第」をごらんいただきたいと思います。

今、寺尾委員からご紹介がございましたように、この後、すぐ講演をいただきました後、休憩に入ります。それから、パネルディスカッション、会場の皆様方との意見交換ということで進めてまいります。

会場の都合がございまして、本日5時までということにしておりますので、議事の進行にご協力いただければと存じます。

それでは、まずご講演に入りたいと思います。

「米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について」、食品安全委員会プリオン専門調査会の専門委員で、東京大学の教授でいらっしゃいます小野寺節先生にご講演をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いたします。

(3) 講演

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員

小野寺 節

ただいま紹介いただきました東京大学農学部の小野寺と申します。

(パワーポイント1)

これから、米国・カナダ産牛肉等のリスク評価(案)のポイントについてということでご説明いたします。お手元の資料3をごらんください。

時間が限られておりますので、初めの方はこの案に沿ってやりますけれども、最後の方は多少省略することもあるかもしれません。

まず、これが表紙です。

(パワーポイント2)

スライドがたくさんありますので、目次でこちらなりに全体像を説明してみます。

まず、「はじめに」という場所がありまして、その後、「これまでの経緯」

その後、いわゆるリスク評価、食品安全委員会がやっている「食品健康影響評価の考え方」というところがあります。

その後が、「生体牛のリスク評価」、侵入のリスク、暴露のリスクというのがありますけれども、これは主に牛から牛への感染のリスク、要するに、米国とかカナダでどれだけBSEが出る可能性があるかとか、そういう牛の側のリスクの問題があります。

5番目に「生体牛のリスク評価」としてありますけれども、これに関しては、主に牛から人間に来るリスクの問題ですから、そういうことに関してありまして、結局、牛から牛、牛から人間へのリスクということで、その後の「生体牛のリスクの総括」とあります。

7番目に、「食肉・内臓のリスク」ということがありますけれども、これは主に米国のと畜場の問題の説明になっております。

8番目に、「米国・カナダ・日本の対策の比較」とありますけれども、これに関しては、時間の都合上、恐らくスライドが多少省略されると思います。

最後に「結論」を申し上げます。

(パワーポイント3)

まず、今回の健康影響評価ということでありまして、**「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に関する評価」**ということ、これは農林水産省及び厚生労働省の方から諮問を受けまして、食品安全委員会のプリオン専門調査会が実際に審議を行ったわけです。

(パワーポイント4)

「いつ、誰から誰に評価が依頼されたのか？」というのは、平成17年5月24日で、具体的には、両省の大臣から食品安全委員会の委員長に対して、評価の依頼がなされました。

(パワーポイント5)

何について評価をしたのかということになりますと、1つはBSEリスクの同等性を評価して欲しいということですが、これに関しては幾つかの条件がありまして、まず日本の場合は、0歳から、牛肉にするのでしたら、年とった牛だったら恐らく7歳とか8歳とか、そういう牛も牛肉になりますから、そういうことで、日本の全月齢の牛からとった牛肉と、アメリカ及びカナダの20カ月齢以下の牛からとった牛肉に対するリスク。それに対して、もう1つ上乗せ条件とありまして、輸出プログラムによる規制、後でEVの説明がありますけれども、結局、上乗せ条件として、今いった20カ月齢以下の牛であることと、もう1つは、日本に来る牛に関しては必ずSRMを確実に除去している。そういう2つの条件を満たした上で、果たして同等であるかということがあるわけです。

(パワーポイント6)

最後にもう一回戻ってきますけれども、その結論としては、**「科学的同等性を厳密に評価するのは困難」**であるということです。これに関しては、結局、困難であるといいなながらも、かつ、現在、アメリカとかカナダから得られた条件、いろんな情報を見て、限られた条件の中で、**「輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい」**ということになりました。

しかしながら、これは今後の問題になりますけれども、仮に輸入が再開された場合、管理機関、この場合は農水省と厚労省ですけれども、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要であるということが結論になっております。

(パワーポイント7)

輸出プログラムというのは、通常、米国・カナダの国内措置に加えて、我が国への輸出用に行う特別の管理措置、つまり、上乗せ条件を行います。これに関しては、ここに「検

証システム」というのがありますけれども、これはB E V (Beef Export Verification) プログラムで保証するというので、これに関しては具体的にどういふことを保証しなければいけないかという、1つは、20カ月齢以下の月齢証明、あとはSRMを除去する。そういう品質管理プログラムの文書化を必ず行うということが書いてあるわけです。これらの要件を満たす牛肉等のみが、政府によって、この場合はアメリカ及びカナダの政府によって認証される。米国としては、日本向け輸出プログラムですし、カナダとしては日本向け輸出基準であるということになるわけです。

これが一応「はじめに」ということですが、その後、「これまでの経緯」があります。

(パワーポイント8)

これに関しては、平成15年5月21日、カナダでBSE陽性牛が確認されたために、日本は同日付で輸入を禁止した。ところが、同じ年の12月24日、かれこれ2年ぐらい前になりますけれども、米国でBSE検査陽性牛を確認した。これはカナダ産の牛だといひますけれども、日本は同日付で輸入を米国からも禁止したということです。

その後、平成16年、それから1年たちまして、農水省及び厚労省が、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について」の評価を食品安全委員会に依頼したということです。

そうこうするうちに、10月23日に第4回日米局長級協議で、科学に基づき牛肉貿易再開させること及び日本向けに牛肉等輸出プログラムを設けることについて認識を共有したわけです。

(パワーポイント9)

その後、平成17年に、厚労省及び農水省において、具体的に「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について」、食品健康影響評価を答申した。これはあくまでも我が国の国内対策ということであったわけです。

そうこうするうちに、これからが今回の問題になる、緑に塗ってある場所ですが、これは10回ほど調査会の審議をやったわけです。5月24日に厚労省及び農水省より評価依頼の諮問があって、その後、食品安全委員会ではプリオン専門調査会で調査審議することを決定した。5月31日から10月31日まで専門調査会を10回開催して、11月1日に結論を出して、食品安全委員会としては、評価結果案に対する意見・情報の募集を実施、いわゆるパブリックヒアリングを開始したということになっているわけです。

(パワーポイント 10)

健康評価とはいかなるものかということが次に書いてありまして、健康評価というのは、一般的に定量的に行う場合と定性的に行う場合とあるわけですが、結局、我々、評価する場合は、アメリカのデータ、カナダのデータと日本との比較ということにどうしてもなるわけですが、要するに、情報が限られるということがありまして、したがって、日本と米国・カナダ産牛肉等のBSEリスクを、総合的に、定性的評価を実施することにしました。

これは2つの部分に分かれておりまして、生体牛のリスク、牛から牛へのリスク。これは外国から侵入するリスク。暴露・増幅リスクは、米国の国内あるいはカナダの国内における増幅のリスク。結局、牛から牛への問題に関するリスクの問題。米国とかカナダでは、BSEが過去にどれだけ出たか、また、これから出る可能性があるかというリスクの比較を行ったわけです。

もう1つ、牛から人へのリスクが、牛肉及び牛の内臓のリスクということになります。これはと畜場の問題も入れまして、と畜対象、と畜処理の各プロセス、食肉等のリスクの比較を、日米、カナダで比較したわけです。

(パワーポイント 11)

これはまた同じことですが、生体牛のリスクと牛肉のリスクと2つありまして、生体牛のリスクという場合は、牛から牛への感染のリスク、牛肉のリスクは牛から人へのリスク。結局、これはなぜ2つに分けるかということ、BSEの病原体は動物から人へ来る病原体なわけですから、動物の問題と、動物から人へ来る問題と、2つの問題が重なり合ってくるものですから、両方を区別してやるということで、米国・カナダ輸出プログラムによる牛肉等と日本の牛肉等のリスクの比較が可能であるということになったわけです。

(パワーポイント 12)

まず、リスク評価1は、今いいましたように、牛から牛へのリスクということですが、これに関しては、侵入リスクの比較は、主に輸入と書いてありますけれども、具体的には、主にイギリス、あるいは部分的にはイギリス以外のヨーロッパの国から、アメリカ及びカナダに入ってきた侵入リスク、これは生体牛の問題、あと肉骨粉の問題が主な問題です。

その後、暴露・増幅のリスクは、一たん入ったBSEの牛が、果たしてカナダとかアメリカで、ほかの牛にどういうぐあいに伝達したかということで、これに関しては当然えさ

の問題が一番大きな問題としてあります。ここに伝達性ミンク脳症とか鹿の慢性消耗病とかいろいろ書いてありますけれども、これに関しては、今のところ、よくわからないというか、リスクとしてはマイナーであろうと考えられます。

その後、サーベイランスによる検証がありますけれども、もしアメリカとかカナダにBSEがあったとして、それがどれだけ実際に表面に数字として出てくるかということで、結局、アメリカの国内対策の問題ですね。これも1つの評価項目としてある。したがって、これによって、アメリカの牛全体のリスクの問題を評価したわけです。

(パワーポイント13)

それに対して、「リスク評価2 - 牛肉等」と書いてありますけれども、これは後半のリスクで、牛から人へのリスクの評価ということです。

これに関しては、当然アメリカの場合、トレーサビリティがちゃんとしっかりしているとか、アメリカのと畜場が、SSOPとかHACCPとか下を書いてあるし、あとはSRMをどの程度とっているかということに関して、当然我々自身もアメリカのいろんな施設を視察したりということもありましたし、農水省、厚労省からもいろいろ担当官がアメリカに過去に行って、そういうところを見て回ったり、そのための報告書もいろいろありましたけれども、そういうものを見たアメリカの牛肉から人に来るリスクの問題、結局、牛肉等のリスク評価を行ったわけです。

(パワーポイント14)

そういうことで、イントロダクションになりましたけれども、これから生体牛のリスクの評価の問題になります。

この場合、侵入リスクの評価ということがありますがけれども、これは、結局、ヨーロッパからアメリカとかカナダにBSE病原体の侵入リスクの比較ということになったわけです。

(パワーポイント15)

まずは、日本との比較ということがありますがけれども、今まで例えば英国から日本、多分ドイツからも入っていると思いますけれども、BSEが多かった時期に日本へ入ってきた牛の頭数は大体33頭になります。ところが、カナダは今でも英連邦で、イギリスとのつながりが非常に強い国であるということで、英国からカナダへ入った牛は日本の何倍も多い。大体198頭だった。その他のEUはそういうことは余りないということで、これを英国牛に換算すると大体120~201頭になる。

米国は米国で、同じようにやはり英国とのつながりが非常に強くて、したがって、英国から今まで少なくとも210頭、BSEの盛んなときに入っていたということで、これを換算すると約227頭、日本の6～7倍ぐらいの量で侵入のリスクがあったということになったわけです。

しかしながら、アメリカの場合は、日本の大体20倍ぐらい牛がいるわけですし、カナダも日本の数倍、牛がいるわけですから、牛の頭数から考えますと、結局、生体牛輸入による侵入リスクは、アメリカは1.5倍である。カナダの場合は日本の大体4～6倍ぐらいリスクがあったということになります。豆ランプのマークがついていますが、これは食品安全委員会の評価ということですよ。

(パワーポイント16)

肉骨粉の輸入に関しては、どういうわけかヨーロッパとかEUから入っていなかった。日本の場合は、過去の貿易統計で大体560トンの肉骨粉が入っていたということになりますけれども、米国の場合は45トン、カナダの場合はもっと少なく、ほとんど0に近いということで、肉骨粉の輸入ということで考えると、カナダの場合はほぼ無視できるものであろうし、アメリカの場合でも1/12～1/47であるということになるわけです。

(パワーポイント17)

動物性油脂の輸入は、日本ではオランダから粉末油脂が1,245トン入っていたということになっていますけれども、これに関しては、アメリカの場合はEUとかそういうところからいろいろ入っていたものもある。カナダの場合も、EUから入っていたことはなかったということで、結局、これに関係しては、粉末油脂がどれだけ問題になるかということとは、日本の農水省の報告では、たんぱく量に換算すると、油脂に含まれているたんぱく量は少ないということで、かなりマイナーな問題であろうということに結論は出ていますけれども、といたしながらも、動物性油脂の輸入ということで考えれば、リスクはアメリカは大体1/2で、カナダは1/12以下であるということで、ほぼ無視できるということになったわけです。

(パワーポイント18)

そういうことで、侵入のリスクということで1つのまとめになっていますけれども、結局、日本と米国・カナダの侵入のリスクを総合的に比較すると、日本と米国・カナダの侵入リスクはそれほど違ってない。少なくともヨーロッパに対して。輸入生体牛のリスクをその中でかなり重く見れば、米国は日本の約1.5～7倍以下である。カナダの場合は、

日本の約4～6倍以下である。そういうことですから、かいつまんでいえば、米国もカナダも日本よりリスクは高いけれども、米国・カナダ両方の比較では、同じくらいであろうということになるわけです。

(パワーポイント19)

次に、生体牛のリスク評価の後半ですけれども、暴露及び増幅リスクの比較。これはヨーロッパとアメリカ・カナダの問題ではなくて、アメリカの国内、カナダの国内において、牛から牛へのBSE蔓延のリスクということになるわけです。

(パワーポイント20)

ここはえさの問題が一番大きくて、飼料規制というのがありますけれども、これで見ますと、日本ではBSEが出てから大騒ぎになって、例えば牛由来の肉骨粉は当然肥料には使えないし、牛とか豚、鶏には使えないということになります。アメリカ・カナダの場合は、牛にはもちろん禁止されています。反芻動物のたんぱくを反芻動物に食べさせるというのはFAOが法律で禁止して、しかも、これは全世界禁止されていますけれども、反芻動物のたんぱくを豚とか鶏に食べさせるのは、現在は禁止されていない。ここに*印がありますけれども、それに関して、アメリカでも我々が審議中にアメリカ国内産の牛でBSEが出たということがありましたので、それを受けて、現在、規制強化を検討中であるということになっていますけれども、まだ禁止されていないということになります。

したがって、こういうことを受けて、国内産のBSEの増幅ということに関しては、「米国・カナダのほうが日本より数倍汚染リスクが高い」ことになるわけです。

(パワーポイント21)

あと、飼料規制、交差汚染防止がちゃんと守られているのかということですが、これに関しても、農水省、厚労省、食品安全委員会の事務局の方も行かれましたが、そういう調査団の報告も踏まえますと、日本では、交差汚染はほぼ100%除外されていることになりますけれども、米国・カナダでは、大きいところでは守られているけれども、小さい農家とか、牧場とか、そういうところでは、交差汚染の可能性がまだまだ残っているということもありますし、これに関しては、今までの調査で、遵守率が米国が97%、カナダが90%プラスアルファということになって、「現在の米国・カナダの飼料規制のもとでは、一定の割合で交差汚染が起こる可能性が今後も残る」ということになります。

ですから、かなり悲観的な言い方をすれば、現在、アメリカでは、少なくとも米国産あるいはカナダ産の牛でもまだ1頭か2頭ということになっていますけれども、今後ともそ

ういう交差汚染があれば、まだまだ B S E はふえる可能性があるということになるわけです。

(パワーポイント 22)

次に、S R M 及び高リスク牛の飼料利用の問題があります。これに関しては、いろんな国の比較ということになります。S R M、特定危険部位と我々は訳しますけれども、我々は 2001 年 10 月以降、S R M は少なくとも畜場の外に出さないということで、と畜場の中で焼却処分をすることになっています。しかも、何をもちて S R M とするかというのがありまして、ここで S R M の範囲ということがありまして、米国・カナダは O I E (国際獣疫事務局) をもとに決めているわけですが、そうしますと、少なくとも脳、脊髄、頭蓋に関しては、米国・カナダでは 30 カ月齢以上ということになっています。全月齢に関して外すのは扁桃、回腸遠位部ということになっております。

日本の場合は、30 カ月以上でなくて全月齢において、頭部及び脊髄、脊柱、回腸遠位部を S R M にしているということで、ここは 30 カ月以上ですが、日本では全月齢になっている。この S R M というものに対する理解が、日本と米国・カナダでちょっと違うということになって、したがって、これに関しては、結局、向こうで上乗せ条件で、もし米国・カナダの牛を日本に輸出するときは、日本並みに全月齢、S R M を全部とることになっていますけれども、少なくとも米国の国内及びカナダの国内の対策を見ると、若い牛からは日本という S R M はとっていないわけで、そういうことも飼料としてかなり使われているという話になるわけです。しかしながら、これに関しても、現在、規制強化を検討中であるということになっています。

(パワーポイント 23)

S R M、これは食品安全委員会のパンフレット、ホームページとか、いろんなところにあります。B S E 発症牛体内の感染力価の分布ということで、これに関しては、66.7% が脳にあるとか、いろいろありますけれども、牛の体の中で病原体の総計 99.44% がこういう場所に分布しているということで、恐らく S R M をとれば一応安全であるということになりますけれども、安全といっても、これまた、どこまでが安全かというのはなかなか難しいところです。ここを外せば、100% とはいわないけれども、少なくとも 100% に近づけるくらいまでは安全であるということになるわけです。

これに関しては、恐らく何回もリスクコミュニケーションとかそういうところでも説明があったかと思えます。

(パワーポイント 24)

そういうことでいいますと、最終的に、アメリカ及びカナダ並みのやり方ではどういうことになるかというのが、このフィギュアに書いてありまして、もし B S E が発生した。その B S E の感染価を 1 万 I D 50 と仮定する。そうしますと、この場合、99.4% は S R M ですから、これで外れるけれども、何% ぐらいは残るということになります。そうすると、レンダリングされることによって、これが 100 I D 50 に減る。レンダリングが最終的には肉骨粉化されて、豚・鶏がえさとして消費するのですけれども、結局、交差汚染によって、こういうものが何らかの経路で牛に回ってしまうということになりますと、再度飼料等として牛に回る確率は、もとの 1 万 I D 50 が 1/1000 に減るけれども、10 I D 50 ぐらいは残るということになります。

10 I D 50 残った病原体が、最終的にアメリカ及びカナダの牛に感染するわけですが、これはあくまでも数値モデルの話ですが、えさを通じて例えば 100 頭の牛に感染したということになりますと、100 頭の牛の何頭かが発病することになるわけです。そうしますと、シミュレーションとして、これからアメリカ及びカナダで B S E が出る率は、毎年出るのではなくて、不連続的な流行パターンとして出るだろうということなのです。

(パワーポイント 25)

そうしますと、飼料規制はことしから始まったわけですが、こういうぐあいにどんどん減っていくわけです。これがことし強化されたわけで、これからどんどん減っていくわけですが、それでももし仮に来年 B S E が出なかったとしても、また再来年に出るかもしれない。また数年後に出るかもしれない。こういう格好で、今の状況ではアメリカ及びカナダの牛全体として評価するのでしたら、これから何年後も、まだ B S E は断続的に出る可能性があるという流行形態が、恐らく交差汚染によって起こるだろうということになるわけです。

(パワーポイント 26)

B S E の日本と米国・カナダの暴露・増幅リスク、結局、国内対策に問題があるという認識が我々にあるものですから、こういうことをいいますと、S R M の反芻動物以外への飼料利用及び飼料の交差汚染防止が完全でないことを考慮すると、米国は日本より数倍、頻度とすれば 1.5 倍、カナダも日本より数倍、リスクが高いということになります。

(パワーポイント 27)

次に、国内対策の問題でもう 1 つあるのは、米国・カナダのサーベイランスの問題にな

ります。サーベイランスに関しては、えさの問題と同時に、日米、カナダと日本ということで、差の一番甚だしく大きいところということになるわけです。

結局、検査の目標が違います。日本の場合は、陽性牛の排除と食肉の安全確保を行うということで、一種のスクリーニングというのですか、陽性牛は全部排除するというのでやっているけれども、カナダの場合は、あくまでも汚染度をはかるサーベイランスである。ですから、全頭を調べなくても、例えば半分ぐらいを調べて何頭かいれば、それをもとの牛の頭数に換算すれば、それ掛ける2とか、掛ける3をすれば、全頭としてこのぐらいの病気が出ているだろうという推計はできる。その汚染度をはかるためのサーベイランスであるということです。

したがって、当然対象とする牛の群も違っておまして、日本の場合は、現在は21カ月齢以上の全頭である。実質的には、今まだ0カ月からやっていますけれども、あと死亡牛、病気の牛としては24カ月以上から行うということです。

米国及びカナダは、いわゆる高リスク牛とっておきますけれども、と畜場が引き受けないような牛、ですから、BSEの牛か何か、中枢神経症状を起こす牛か歩行不能牛、我々はダウナーとっておきますけれども、そういう牛とか、あとは、何かの事故でと畜場まで到達できなかった牛、そういう高リスク牛だけを調べるということになります。

検査方法に関しては、今までELISAを主に、あとはIHCをやっていたのですけれども、最近になって、2005年5月から、アメリカでも日本並みにウェスタンブロッティングをやり始めたということになっています。

(パワーポイント28)

あと、BSEデータの検証ということになりますけれども、それもサーベイランスの問題でいろいろあるわけです。特にここでは、上に細かい数字がたくさんありますが、日本の牛は450万頭である。カナダは日本の数倍ですから1500万頭ぐらい牛がいる。アメリカは日本の大体20倍以上ですから、9500万頭、1億頭近くいるということになりまして、これに関して成牛の数とか、牛の統計が出ておられますけれども、結局、ここで何が一番問題になっているかという、高リスク牛に関して計算しますと、日本では、高リスク牛、法律用語では死亡牛とっておきますけれども、疑わしい症状を出した牛とか、立ち上がれない牛とか、事故でと畜場に来れない。例えば骨折したとかそういう牛とか、全部含めて20万頭いますけれども、そのうちの24カ月齢以上が10万頭以上であるということです。

それに相当する牛は、カナダでは大体5万3000頭である。アメリカでは113万頭いるということです。どういうわけか、日本では農場での死亡率が高いというのが、高リスク牛が非常に多いという原因にはなるわけです。でも、後で出てきますけれども、カナダの場合は、毎年出てくるこの5万3000頭のうち、実際に調べられているのは、現在2万～3万頭である。カナダも法律が改正になって、ことしからようやく高リスク牛に関しては全部やるようにしますということになっていきますけれども、これからの話であるということです。

アメリカの場合は、我々の意見からすれば、日本並みということを考えれば、高リスク牛113万頭全部やらなければいけないところかもしれませんが、実際は今たしか39万頭かそれぐらいを検査しているということで、実際に1/3強ぐらいを検査していることになります。

(パワーポイント29)

また同じことを何回もいいますが、これは健康牛の場合ですけれども、日本では全頭検査をしているし、カナダでは健康牛は検査していない。米国でも検査していないということです。もし日本と同じ方法でカナダとか米国の牛を検査したら、これはあくまでも推計ですけれども、そういうことでやったとすると、日本では、健康牛で126万頭で毎年2頭ぐらい出たのです。あとは高リスク牛で11万頭で3頭出た。両方合わせて5頭ということになっていますけれども、アメリカ・カナダでも、そういうことをすれば、高リスク牛で3頭ぐらいは出るだろう。恐らく日本と余り変わらないのではないかとということになるわけです。

(パワーポイント30)

これはあくまでも日本と同じ条件で、もしアメリカとかカナダの牛を調べたらという仮定の上で比較したわけですから、実際になかなか難しいところですが、そうこうしますと、今まで日本では検出される頻度は、成牛では100万頭のうち5頭である。しかし、カナダでは98万頭のうち6頭である。米国では380万頭のうちの4頭。ですから、100万頭にすれば1頭か2頭かということになります。

(パワーポイント31)

最終的に、15ページの下の方になりますけれども、日本のBSE検査方法を米国・カナダのサーベイランスデータに外挿してみると、絶対数としては、米国が日本の5～6倍。現在、日本ではBSEは20例ぐらい見ついているわけですが、それを米国に直

してみると、その5倍ですから100頭ぐらい出るのではないか。カナダの場合でも4～5倍ぐらい出るのではないかということになっています。

しかしながら、汚染の割合、100万頭当たりの頻度の問題は、日本では5～6頭であるけれども、米国では約1頭で、日本より少ない。カナダにおいては日本と同等であろうという結論になったわけです。

(パワーポイント32)

そういうことで、生体牛のリスクの総括。なぜこういうことを何回も書くかといいますと、結局、アメリカの牛は果たして日本の牛に比べてどれぐらいBSEを持っている可能性があるのか。両方の母集団の違いということになるわけです。母集団の比較になります。生体牛のリスクということになりますと、米国とカナダは、楽観的に見て日本と同等である。悲観的に見れば、米国とかカナダの牛は約10倍高いということになります。そういうことが全体としていえる。

ゆえに、食品安全委員会の意見ですけれども、米国・カナダのサーベイランス強化・継続が今後とも必要である。サーベイランスを強化することによって、場合によっては、BSEがもっと見つかる可能性もあるということになりますけれども、今後のデータによっては、リスクの再評価もあり得るということになったわけです。

(パワーポイント33)

次に、輸出プログラム。

アメリカとカナダでは、日本よりBSEの量が多少多いのではないかということになりますけれども、そういうことがありながらも、上乘せ条件ということで、輸出プログラム(BEV)で、日本に対しては0歳からSRMを除去して、しかも、21カ月齢以下の牛だけ売りましょうということになったわけです。もしこういうBEVの条件で日本へ入ってきたとして、それに関して、食肉・内臓のリスクが日本の市場でどれだけあるのかという話、結局、これから牛から人、特に日本の市場でのリスク評価になるわけです。

(パワーポイント34)

ここで問題になっているのが、マスコミでもいろいろ出ていましたA40です。日本ではトレーサビリティ、個体識別制度があって、これによって、農場で死ぬ牛もそうですが、と畜場でと殺される牛の約130万頭は、トレーサビリティで月齢がわかることになっています。

アメリカの場合、それが可能なのは10%、約250万頭である。カナダの場合でも20%、

約 70 万頭である。A40 ということでも 20 カ月齢以下であることを認識しても、10%である。したがって、A40 という方法を用いたとしても、実質的に、米国もカナダも約 20%の牛しか日本向け B E V というシステムを通過しないことになります。

(パワーポイント 35)

これは A40 のもとの根拠の数字です。細かい話をすれば、これまた専門的な話になりますが、骨質、脊柱の横に出ている棘突起の石灰化の程度の問題でやるというのが主な仕事で、あと、それに関して肉質も多少なりとも考慮の条件になるということですから、主に石灰化の問題です。そういうことで、と体の成熟度がある程度わかる。

A40 だと、少なくともサンプルの中では、20 カ月齢を超えるものはないということになったわけです。

(パワーポイント 36)

21 カ月齢以上の枝肉が A40 以下と評価される、結局、20 カ月齢以下であると評価される可能性は、99%の信頼度で 0.95%以下、そういう信頼限界でそういう評価をされる可能性があるということになったわけです。したがって、A40 で 21 カ月齢以上の牛を含む可能性は、2.4 万～4.8 万頭以下であるということになるわけです。

(パワーポイント 37)

その後、と畜場の問題があります。これは附帯事項にもいろいろあるのですが、米国のと畜場の問題が多少あります。

日本では 130 万頭、米国ではその 20 倍で 2,700 万頭、カナダでも数倍、430 万頭の牛がと畜される。日本では、獣医師による検査があって、1 頭について約 80 秒かけて検査する。高リスク牛、要するに、と畜場で受け付けられない牛の排除は、1 頭当たり約 80 秒で検査するということですが、米国・カナダでは、獣医官もしくは食肉検査官による検査は 1 頭につき 12 秒であるということであるし、と畜場の問題については、日本では健康牛に関して少なくとも 21 カ月齢以上、20 カ月齢以下に関しても任意に全月齢を検査しているけれども、20 カ月齢以下の問題ということだけに限れば、米国・カナダでは全く実施されていない。

(パワーポイント 38)

と畜処理の問題(2)が次にありますけれども、スタンニングというのは、小さい鉄のボルトを脳にぽんと打ち込んで、牛を気絶させる。これは全世界どこでも実施されていて、これに代わるもっといい方法があればいいのですけれども、それはなかなか見つかってい

ない。

ピッシングに関しては、日本ではまだ約 80%のと畜牛で実施されているけれども、米国・カナダでは実施されていないということで、これに関しては、現在、むしろ日本の方で改善中です。

S R M除去に関しては、日本では 20 カ月齢以下の牛で 100%実施されているけれども、米国・カナダでは、上乘せ条件として、輸出プログラムで S R M除去を実施しようということになっています。

(パワーポイント 39)

もう 1 つ、と畜場で脊髄を除去する問題とかありますけれども、遵守の検証は、最終的には、日本では S S O P (衛生標準作業手順書) でやっています。米国・カナダは S S O P と H A C C P (危害分析重要管理点方式) という方法でやっているということになります。

(パワーポイント 40)

牛肉及び牛の内臓のリスクの評価は、結局、日本で将来売られるかもしれないということに関するリスクの評価の問題ですけれども、これに関しては、B S E プリオンの牛の体内分布、特定危険部位以外の B S E プリオンの検出ということで、高リスク牛では末梢神経からも B S E プリオンが検出されることもあるのですが、これに関しては、現在の S R M、99.4%に外れた 0.5%か 0.4%ぐらいに関して、どこにあるのかということの研究がまだまだ進む必要がある。ここは結局、かなり研究の必要がある。英国、ドイツの大規模なサンプリング実験も含め、注視・精査の必要がある。一種の勧告案のような文章になっていますけれども、若い発症牛はどれだけ出るのか。汚染度の低下に伴い、発症までの期間は延長ということで、これに関しては、地域における B S E の汚染程度もあわせて、20 カ月齢以下にプリオンを持った牛がどれだけいるのか。

これは何が問題かということ、この場合、現在の検査の感度が問題なのです。もともと国全体として B S E の量が少なければ、当然 20 カ月齢以下の牛で検査されない感染牛の数は減ってくるわけですが、もともと母集団の B S E の汚染度が高ければ、当然すり抜ける率が多いわけです。多分アメリカ・カナダの方が、先ほどいいましたように、日本よりも 1.何倍か高いであろうけれどもという話は、この辺なのです。結局、すり抜ける牛の数がどれだけあるかという話が、一番論点になるわけですね。

(パワーポイント 41)

もう1つのリスクとしては、先進的機械回収肉（AMR）は、アメリカでは売っているけれども、日本では売らない。

あとは、A40の内臓に関しては、牛肉に関してはA40が適用できるけれども、内臓と枝肉が全く対応していないのだったら、内臓、例えば牛のタンとか、ホルモン焼きに使う腸管に関しては、それがばらばらに入ってくるのだったら、輸出は不可能であるということになるわけです。

（パワーポイント42）

結局、汚染の程度がどのぐらいか。今の検査で、検査できないレベルでの牛肉はどれだけあるかということも、いろいろたくさん加味しまして、最終的に得られた結論としては、もし日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低い。内臓に関しては、A40による月齢判別のみでは日本に輸出することは不可能であろう。内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合のみ日本向けに輸出可能であるということになったわけです。

（パワーポイント43）

最終的に結論になりますけれども、スライドが多少カットされて23ページの上の方になります。科学的同等性を厳密に評価するのは困難である。これはもともと米国・カナダに関するデータの質・量とも不明点が多いし、こちらから質問して、データが届くのに時間がかかったとか、いろんなことがあります。そういうことで不明点が多いということもありますし、もう1つは、もともと管理措置の遵守を前提にして評価しなければならなかったということで、厳密に評価するのは困難である。

しかしながら、限られた条件のデータの中で、輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さいということになります。この後は、管理機関に対する申し入れになるのですけれども、輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要であるということになります。

（パワーポイント44）

その後、次のページを見ていただきたいのですが、「結論への付帯事項2」に関しては、むしろ米国・カナダに対する申し入れみたいな文章になっていますが、SRMの除去の実効性をかなり担保しなければならない。今後ともサーベイランスの拡大を継続しなければならない。飼料規制も、米国内産の牛にもBSEが出ているから、当然強化しなけ

ればならないということと同時に、輸出プログラム遵守のためのシステム構築の確立と確認を今後とも行わなければならないということになったわけです。

そういうことで、話としては大体終わりました。(拍手)

司会 小野寺先生、どうもありがとうございました。

ご質問等につきましては、後の意見交換のときにまとめていただきたいと思います。

ただいまから休憩に入ります。今、3時1分前です。時間がちょっと押していますので、3時10分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩

(4) パネルディスカッション及び会場参加者との意見交換

西郷 それでは、そろそろ始めさせていただきたいと存じます。

最初に、このパネルディスカッション、本日、このようなメンバーにお集まりいただいておりますが、メンバーをご紹介いたしたいと思います。プロフィールの紙がございますので、それも参考にさせていただければと思います。

最初に、皆様方から見て一番左が、本日、このパネルディスカッション、意見交換のコーディネーターを務めていただきます食品安全委員会委員の中村靖彦委員でございます。

そのお隣が、先ほどご講演をいただきましたプリオン専門調査会専門委員、東京大学教授の小野寺節様です。

消費者のお立場で、きょう、ご発言をいただくこととなります。全大阪消費者団体連絡会事務局長の飯田秀男様です。

生産者のお立場からご意見をいただきたいと思います。有限会社八木畜産代表取締役の八木春樹様です。

食品産業のお立場からご発言をいただけるかと存じます。株式会社ニチレイ執行役員、品質保証部長の山本宏樹様であります。山本さんは、食品安全委員会企画専門調査会の専門委員も務めていただいております。

きょうは、管理省庁からも、いろいろなご意見あるいはご質問に対応していただくために来ていただいております。

最初に、厚生労働省食品安全部の道野英司室長でございます。

農林水産省消費・安全局の伊地知俊一参事官でございます。

このメンバーで行います。

後ほど、会場との意見交換のときもお伝えいたしますが、いつもお願いしていて、余り評判がよくないのですが、なるべくたくさんの方にご発言いただくということで、1人当たりのご発言は2分でまとめていただいております。2分が近づいてまいりましたら、1回ベルを鳴らしますので、まとめをお願いします。2分を超えましたら、もう一度ベルを鳴らしますので、次の方に譲っていただくということでお願いしたいと存じます。

それでは、中村コーディネーター、よろしくお願いいたします。

中村 それでは、よろしくお願いいたします。

2分というのは、皆さん方のご発言も手短にということですがけれども、壇上の皆さんのご発言もそれと同じく、こちらの方がただならぬ幾らでも話して、会場の方は短くというのでは不公平ですから、ひとつ皆さん方のご発言もなるべく簡潔に、手短にということで、多くの発言の機会を持つようにしたいと思います。

今、小野寺さんから、食品安全委員会プリオン専門調査会の答申案についての要点をご説明いただきました。この答申案について、今、全国の皆さんからご意見を募集しております。そのご意見募集と並行して、全国各地で本日このような形の意見交換会を開いて、こういう場でもご意見をいただくという仕組みになっているわけです。

きょうのパネラーの方々、会場の方々からのご意見を全部もう一度プリオン専門調査会で拝見をいたしまして、その中で、さらに議論する必要があると判断すればまた議論を深めて、最終的に厚生労働省、農林水産省の諮問に答申をするという形になります。もし輸入再開というようなことになるとすれば、この案をもとにして、厚生労働省、農林水産省が判断をするという段取りになるわけでございます。

こういった位置づけであるということをご理解いただいて、きょうの話し合いを始めたいと思います。

それでは、まず最初に、今小野寺さんのご説明をお聞きになって、どんな感想を持たれたかというのをパネラーの方々に一言ずつお話をいただいて、さらに小野寺さんにお答えしていただく必要があれば、お答えをしていただく。あるいは、厚労省、農林水産省からご意見をいただく必要があれば、またいただくという形で、まずスタートしたいと思います。

まず、消費者側の代表といえますか、パネラーの方の飯田さんから口火を切っていただきたいと思います。

飯田 小野寺先生の報告の前に、文章でも答申案を読ませていただいたのですが、感想は、一言でいえば、苦悩に満ちた報告書であると思います。それはまた後の発言でと思うのですが、2つほど質問をさせていただこうと思います。

1点目が、いわゆる輸出プログラムを条件にした評価という手法、つまり、これから実施をしようという計画中の上乗せ条件に基づいてリスクの評価をするという手法のあり方が、本当に食品安全委員会としての科学的評価という手法になじむのか。ここのところはどう考えるのかというのが1点目であります。

2点目ですが、これは輸出プログラムの中にもありますSRMの除去という言葉ですが、どうもこの言葉の定義がよくわからない。言葉として除去ということになっているのですが、日本でいえば全頭から除去をして、それは焼却処分をするとなっています。今現在、アメリカの状況は、30月齢以上を除去するという言い方を一般的にされているのですが、私の解釈では、それは食用には回らないということになっているわけです。では、30月齢未満のSRMはどうなっているのか。除去しているはずだと思うのですが、除去というのは、肉と脊髄等を分離するという意味なのか、その辺がよくわからないですね。実際は化粧品とか医薬品とかに使われている部位があるわけで、今現在のアメリカのSRMの除去の定義とは一体どうなっているのかということと、このプログラムの中ではそれはどう解釈されているのか。この辺が不透明に思えてなりません。

その2つです。

中村 ありがとうございます。お3人の方に一通り伺ってからお答えいただきます。

次に、八木さん、畜産側の代表としてきょう来ていただきましたが、一言お願いします。

八木 先ほど講師の方から説明いただきましたけれども、私ら生産者としましては、現段階で日本とアメリカ・カナダとのリスクの差は非常に少ないといわれるのですが、輸入をするのであれば、日本と全く同じ条件での輸入は考えられないのかと思うのと、もし輸入再開されるに当たりまして、向こうの輸出条件の遵守の監視は、アメリカ側、カナダ側がするばかりでなく、日本側がどこまでできるかというのが、私らは不安ですし、また入ってきたものが識別されているわけでもないのに、追跡調査ができないということになりますね。そこらがやっぱり識別されて輸入されるような形をとっていただきたいなと思うのです。

中村 ありがとうございます。

それでは、食品産業というお立場でおいでいただきました山本さん、お願いします。

山本 今回の米国産牛肉のBSEに関しましては、今まで世の中でいろいろ起こってきた食品の安全性をめぐる問題に比べまして、私ども食品の事業者自身が自助努力といったようなことで安全を確認し、消費者、生活者の方に安心をお届けすることができなかったという意味では、今まで大変じくじたる思いでございます。

今回、こういう評価書を出していただきまして、一步前進かなとは思っていますけれども、この内容で消費者、生活者の方に本当に安心を感じていただいて、米国産の牛肉を消費しようかということにならない限りは、決して我々事業者にとって、これで終わりということにいかないということでは、まだまだ先が見えないなという思いはしております。

きょうの報告の中で1つ、私自身、疑問だなと思っているのは、きょうは米国産牛肉の特定の部分のBSEのリスクと、日本の牛肉のリスクの比較ということでやっていただいているのですけれども、大事なことは、その肉が人間に対して本当に危害があるのかないのか。具体的に名前を挙げますと、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病といった病気にどう関係があるのかという健康評価が本当にできたのかなという思いが、1つございます。

このことは必ずしも科学的でないのかもしれませんが、先ほども小野寺先生の話の中にありましたように、現在、米国の牛肉の消費量は、日本に比べますと数十倍、40倍から50倍ぐらい多いと思うのです。当然アメリカで生産される牛肉の特定危険部位が必ずしも全部除去されていない状況で、アメリカ人は消費しているわけですね。そんなことを考えたときに、アメリカ国民が本当にクロイツフェルト・ヤコブ病のリスクを持っているのか持っていないのか。現実に、過去にどのくらい起こったのか。一部、ワシントン州でそういう患者が出ているという話もありましたけれども、よく調べてみると、そうでもなかったというようなことからしますと、BSEのリスクはあくまでも牛の病気ですから、そのことに起因する人体への危害のリスクがどのくらいあったのかという評価をどういうふうにおやりになったのか。これからおやりになるのか。そのところが見えないために、私ども事業者としても、消費者、生活者の方に、こういうことで大丈夫ですよということがなかなか申し上げにくいという意味では、若干懸念しているという状況でございます。

中村 ありがとうございます。

第1ラウンドで幾つかの大事な点がご指摘されましたので、小野寺さんにまずお答えい

ただく部分がございます。それは、いわゆる輸出プログラムの条件、上乘せ部分を前提として評価をした。これが食品安全委員会のリスク評価のやり方として果たしていかなものか、なじむのかというような点です。まず、1つずついきましょう。それはどうですか。

小野寺 上乘せ条件に関しては、米国及びカナダからの申し入れというものがあって、これでやって、果たして日本の市場で米国産、カナダ産の牛肉を売れるのかということがあったのです。それに関しては、当然アメリカ・カナダの国内ではそういうことをやっていない。ですから、米国・カナダの国内ではダブルスタンダードになっているわけです。それでもまげて、日本とアメリカではいろんな文化的な背景もあるからということで、やっているわけです。

それに関して、上乘せ条件を決めた後で、それが安全かどうかというのはあくまでも相対的な問題で、日本の牛肉に関してもBSEが毎年出ているわけですから、安全かどうかということになると、ゼロリスク論は成り立たないわけですね。ですから、アメリカとカナダから入ってくるかもしれない牛肉に関しても、ゼロリスクは成り立たない。だから、両方の相対の比較がどうなのか。あくまでもリスク評価がどう違うかということのレベルだったら、何らかのことができるのかなということだったのです。ですから、両方ともゼロリスクではないということです。

中村 飯田さん、よろしいですか。

飯田 わかりにくいですね。わからないですね。今回、こういう条件を付して評価作業をされたわけですけども、例えば今後のことも考えたときに、一定の条件を付して評価をするという手法が、本当に科学的な評価といえるのか。ここのところが問われると思うのです。条件を付したということは、管理機関が諮問した内容ですから、それは管理機関が考えたことだということになるのですけれども、それを受けて、安全委員会がリスク評価を何らかの形で下すというこのやり方が受け入れられるのか。将来にわたっても、別のテーマで、例えばこういう仮定条件でリスクを評価してくださいということが、今後も作業で起こるとしたら、実際に起こってもいないことを評価しなきゃいけない。そのことを消費者や国民は考えなきゃいけない。そんな変なことになるのかなと、ここがよく理解できない点です。

中村 この上乘せ条件というのは、これからやることですからね。

小野寺 そうです。これからやることですから、仮定の上での話ということで、評価がなかなか難しいのは大変だということで、もしこの仮定をちゃんと守ってくれなければ、

この評価はなしになるよということはいっているわけですね。したがって、それがいろんな結論のうちの第3番目にあるわけです。ですから、あくまでもリスク管理機関の方が、この仮定をちゃんと守ってくれることを担保してくれなければいけないということは、当然あるわけですね。

中村 八木さんからのご質問も、同じような性格のご質問で、リスクの差は非常に小さいというけれども、もし輸入を再開するのであれば、リスクの差が小さいのではなくて、同じ状態で輸入を再開するということであれば納得する。小さいというだけでは必ずしもしっくりこないということなんですけれども、これはどうですか。

小野寺 それも、上乘せ条件を守っても同等とはちょっといいがたいというのは、委員の皆さんはそう思っているわけですね。ですから、それに関して非常に小さいというのは、これまた附帯事項の方にちょっと書いたのですが、アメリカの方に、今後ともまじめにサーベイランスをやってくれとか、いろいろ書いてありますね。特に附帯事項の2ですね。そういうことをやってくれというのも、1つの向こうに対する申し入れであるわけです。サーベイランスを拡大して継続せよ。飼料規制も強化せよ。

最近、強化を検討しているというのは新聞では聞こえてくるのですけれども、ただ新聞でなく、実際にできれば来年ぐらいから飼料規制をちゃんとやってくれということもありますし、拡大継続も、きのうあたりの新聞では、来年も拡大継続をするのだということがどこかに書いてありましたけれども、これもやってくれないと、問題は、アメリカが果たして将来いつになったら清浄国として認定されるのか。これはOIEの問題も絡んでくるのですけれども、そういうときにサーベイランスをやっていないと、永遠に汚染国なわけですね。それに関して、場合によっては、将来、条件をどんどんきつくするかもしらぬ。そういうこともあるから、当然これはやってほしいということもありますし、そういうことも言外に入れた上で、同等ではない、差は小さいといっているわけです。

中村 小野寺さんに一休みしていただいて、先ほど八木さんから、今の関連で、もし再開されたときに、監視体制をきちんとしてもらわないと安心できない。日本側がそれをどこまでやるのかということと、さっきおっしゃったのは、これはちゃんとしたプログラムにのっとって入ってきたという識別といいますか、そういう印があれば、なおいいということですか。

八木 今まで、日本もBSE発生以降、トレーサビリティの関係で、10けた耳標を入れるなり、追跡調査するなりで確実にやってきていますし、今現在、全頭検査をやっていま

すね。生まれたときから出すまで全部。それがされていることによって、もし汚染の確認があった場合には、すぐとめられますし、それが消費者まで、末端まで出回ることは絶対あり得ない。日本側はそうしているのに、アメリカ産はあやふやなまま入ってきて、もし出たときにストップがかけられるかといったら、どこにあるかわからない。そういうことがあるので、やっぱり日本と同等の条件にさせていただきたいのが本当だと思いますし、さっきもサーベイランスの拡大とか、今まだ検討段階みたいなことをいわれるのですけれども、今、日本国内で、この12月から輸入再開になりますよみたいな報道になっていますね。それはサーベイランスの拡大とかが確実なものになってからだったらわかるのですけれども、輸入を前提にした意見答申だったみたいな気がしますので、その辺は確実なものになってからの方がありがたいのです。

中村 今の報道自体は、ちょっと先走っているところがあって、先ほどご説明したように、まだ輸入再開は決まったわけではありませんので、その辺は誤解されると困るのですが、今の監視体制のことを、道野さんでよろしいですか。

道野 最終的に、アメリカなりカナダの牛肉の輸入を再開するかどうかということは、当然食品安全委員会での最終的な答申をいただいた上で、私どもの方で判断をしたいと考えています。その結論は今出ていない段階で、どうこうというのはないわけですが、ただ仮に輸入再開ということになった場合には、今の報告書案の内容でいえば、アメリカ側での輸出条件の遵守の確認を管理機関でしっかりやるということがやはり前提とされています。もちろん輸出プログラム自体はアメリカ政府が運営するものですから、そのものの責任は一義的にはアメリカにあるわけです。けれども、それについてシステムがしっかりと機能しているかどうかということについては、輸入する日本の側から、それを査察して確認をしていくということをやろうと考えております。

それは、実は逆に、日本がアメリカに和牛肉を輸出しているというのがあるのですが、それもBSEで今とまっているわけです。その場合にも、アメリカに輸出できる肉かどうかということは、施設も含めて、日本政府が責任を持って判断をして、輸出を認めています。それについて、システムがちゃんと機能しているかどうかというのは、アメリカの査察官が見て評価する。そういうシステムをとっていますので、こういったシステムを相互に進めていく。仮に輸入を再開した場合には、そういったシステムが考えられるのではないかと考えています。

中村 査察と、実際に輸出プログラムを守ってくれるかどうかという点については、ま

た後ほど、あるいはそれについて話をしなければいけないかもしれませんが、今のところは、とりあえずその辺にさせていただいて、小野寺さん、先ほど変異型ヤコブ病へのリスク、感染率は議論されなかったのかということなのですから。

小野寺 それは、アメリカの牛肉の問題の前に、国内対策の見直しで、変異型ヤコブ病の問題はあったのです。特に当時の諮問として、20 カ月以下の牛をサーベイランスしなかった場合に、果たして日本の牛肉の変異型ヤコブ病のリスクがどれだけ増えるのかということが、その前の文章にあったわけです。それに関してはほとんどゼロに近いというか、増えないということだったのです。それが日本の条件で決まっていたものですから、その条件とアメリカの 20 カ月齢以下の牛肉の条件が同等か否かという話になっているわけです。日本の場合、20 カ月齢以下の牛肉を検査しなくても、増えないということだったものですから、したがって、アメリカの方もそれに関しては問題ないという言い方になったわけです。

中村 ということは、いわゆる変異型ヤコブ病への健康影響は.....。

小野寺 20 カ月齢以下に関しては、ないだろうと。

中村 ということらしいです。山本さん、よろしいですか。

山本 それは、20 カ月以下であればということと、危険部位除去と、両方かかるのですか。それとも片一方だけでいいのですか。

小野寺 もちろん、日本の条件でいえば、両方かかるのです。

中村 第1ラウンドで出たご意見、ご質問については、今のような形で、また後で同じようなことが出てくれば、繰り返して伺っていきたいと思うのですが、それでは、個々の項目に移って、まずパネラーの方々のご意見あるいはご質問をいただきたいと思うのです。

輸出プログラムの条件は、今、既に一部問題提起されまして、生後 20 カ月以下であること、特定危険部位、脳とか脊髄とか回腸の一部は取り除くんですよということなのですから、生後 20 カ月以下の判定について、先ほど A40 という説明が小野寺さんからございましたが、この辺についてはどうですか。何かご意見は.....。

飯田 先ほどの説明では、いわば肉質の判定を統計学的に応用して、月齢判定に使うということだと思っております。いわゆる目視、人間の目で判断をしていくわけですが、日本とはけた違いに違う量をと畜解体して、次から次へと処理、あるいは検査をしていく。こういうシステムがアメリカで稼働していて、確かに統計学的に見たらそうなっている。これ

は資料ではっきりしているわけですが、それが実際の工場でそのとおりに人間が行い得るのか。統計学は数字の話ですから、だから、それは人間ができるのだと結論づけるのはいかがかなと私は思います。

中村 月齢を見るのは2通りあるのですね。1つは確かに生産履歴で、アメリカも、もちろん日本ほどではありませんけれども、個体管理をある程度しようという動きがだんだん出てきて、それは日本と同じように生年月日がわかる。ただし、それは十分ではないから、それに加えて、肉の質とか、あるいは骨化の度合いとか、そういうことで判定しようということですが、実は日米の専門家会議でこういうことを相談して、これなら大丈夫だという結果、先ほど小野寺さんのご説明にあったとおりで、その部分については、食品安全委員会プリオン専門調査会は、その検討結果をいただいて、それをもとにして議論を進めたということです。

その日米の専門家会議の様子について、ちょっとご披露いただけますか。

伊地知 それでは、月齢判定、マチュリティーの関係でご説明いたします。

中村 マチュリティーは成熟度ですね。

伊地知 肉質で月齢なんかわかるかという話をよく聞きますけれども、今、中村先生の方からもお話がありましたように、肉質だけではないのです。肉を見て色が淡いからそれで若いんだとか、そういうことではなくて、ポイントは骨化の状態、軟骨がかたい骨になっていく状況を見ていくということでございます。腰椎の棘突起の部分の軟骨が、年をとるにつれて、だんだん骨化していくわけです。そういう状況を見るということです。

これはアメリカの格付のシステムとして、長い間、こういうシステムがとられておりましたので、この仕組みは、骨のここの部分の骨化を見ていく。専門家でないとなかなかわかりづらいところがあるのは事実です。ただ、いろんなことが目視だで行われています。例えばBSEの確定診断のウェスタン・プロットも、どこに反応が出ているかというのを目視で見て決めているわけでありまして、これは訓練された専門家が見る。成熟度についても専門家が見た結果がちゃんと正しいものかどうか、それで判定ができるかどうかということ、日米の専門家が検討会をやったわけです。

資料3の17ページの下の方を見ていただきます。アメリカが、3338頭の牛について分析をした結果です。この格付をした格付員は、月齢と格付の関係は知りません。ブラインドにしてあります。なぜこういうことをしたかということ、30カ月齢であれば、切歯の乳歯が永久歯になるところで判定できるといわれています。ただ、20カ月齢は歯を使うことが

できないということで、アメリカの格付システムの中で、こういう仕組みを活用できないかということで、アメリカが研究をしたわけです。

アメリカは、肥育牛のほとんどは 20 カ月齢以下だといっています。なぜかというと、日本と違って肉質をそんなに重視しません。日本の場合は、脂肪交雑を入れるために 30 カ月齢とか 24~25 カ月齢、長く飼いますけれども、これは肥育効率からいくとかなり悪いので、アメリカでは、若いうち、20 カ月齢ごろでは出荷するという事になっていました。アメリカからいわせますと、肥育牛のほとんどは 20 カ月齢以下である。だから、当初は、A60 だと 3338 の半分ぐらいなので、ここぐらいでもいいはずだと主張しておりましたが、A60 には 21 カ月齢の牛が 69 頭いるわけですね。これは、日本としては受け入れられない。では、どこなら大丈夫かということでやってきた結果、A40 であれば 18、19、20 カ月齢がないということで、これは大丈夫だろう。しかも、アメリカの牛の約 8% なのです。かなり若い牛だということで、ここであれば安全を見込んで大丈夫であろうということで、日本の専門家の方も、これは使えるのではないかと意見でした。

ただ、採用に当たっては、リスク評価をやった上で採用するというご意見をいただきました。それで食品安全委員会の方でも、この成熟度につきましても評価をしていただいております。

中村 山本さん、どうですか。先ほど前進だとは思いますが、これが完全に安心に結びつくかということ、まだ心残りの面があるとおっしゃいました。もちろんこの問題だけではないと思うのですが、こういう評価をごらんになって、どんなお気持ちですか。

山本 この問題は、20 カ月齢以下だけでは、日本に輸出される量は、昔に比べて 20% ぐらいだろうという話なのです。これはいろんなところから反対の声と、賛成の声と、もうちょっと広げられないかという声が多分出てくると思うのです。

例えば、そもそもこの判別法の誤差がどのくらいあるのか。たまたまこの 3,300 頭だけのデータでとったのか、あるいは、その上の A50 のところで 21 カ月齢が 19 頭あるのですけれども、これは実際に B S E のリスク、あるいは先ほどから出ています人体の危害のリスクとしてどうなるのかといったことを、どんな形で評価されているのかということをもしおやりになっていけば、お聞かせいただきたいのです。

中村 誤差はございましたね。この報告書の何ページかな。先ほど小野寺さんもちょうと触れられましたね。

伊地知 それでは、資料 1 の 23 ページを見ていただきたいのですけれども、「3.1 と

畜対象の比較「トレーサビリティ」というところがありまして、その下の方に「99%の信頼度で1.92%以下であると述べられている」という記述がございます。これは3338頭をやったものです。この99%の信頼度で1.92%というのは、サンプルの制約から出てくる数字でございます。サンプル数をふやせばふやすほど、この率は落ちていきます。したがって、私どもは、これだけでなく、さらに追加的データが欲しいということで話をしまして、追加のデータを439サンプル、後でいただきました。これも20カ月齢以上のものはおりませんでしたので、99%の信頼度で0.95%以下に下がっております。

ただ、それだけでなく、さらに追加的検証もしくはフォローアップをやった方がいいというご意見をいただいておりますので、フォローアップをやっていただこうと思って、今アメリカと話をしております。したがって、まだデータを追加していただいて、この率をさらに低めて、安心をしていただけるようにしていきたいと考えております。

山本 アメリカでも、出生証明がとられているのが20%ぐらいあるんですね。1つは、出生証明と肉質・骨質鑑別との相関関係が、日本側の要求でアメリカに対して、そういうデータをとってくださいということができないものかどうか。その辺のこともあるいは詰めていただければ、もうちょっと違った観点から、場合によってはA50ぐらいまでいくというような見通しもあるのかなとも思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

中村 出生証明の牛が大分増えているんですね。

伊地知 アメリカは、先ほどいいましたように、実態として、アメリカの牛のほとんどは20カ月齢以下であるということをいっておりますので、肥育もその8%だけしか成熟度で20カ月齢以下と認めないことについては、かなりの不満を持っております。先ほどいいましたように、表からいくと、A60でも大丈夫なはずであるということですが、ただ、これはやっぱり成熟度の差があるということで、現にA50とかA60をとりますと、データとして、21カ月齢の牛が入ってきているわけです。

ただ、アメリカは正確な生年月日がわからないので、2～3カ月齢のずれはあります。もしかしたら21カ月齢は19カ月齢か20カ月齢かもしれません。ただ、それはわからないので、21カ月齢として判断せざるを得ないという状況でございました。アメリカから見ればかなり不満ではありますけれども、私どもとしては、ここに数字がある以上は、これは認められないということでやってきております。

今後、アメリカからは、もう少しこういう研究もやりたい。これだけ見ると、A50だと21カ月齢が19頭いるわけですね。ただ、これは21カ月齢といっているけれども、生年

月日の2カ月のずれの可能性があるので、もしかしたら19カ月齢か20カ月齢かもわからないのですが、それはそれで、これは21カ月齢と見ざるを得ない。それで、アメリカが少し考えていたのは、ある一定の条件で飼われたものの生理学的成熟度と月齢の関係をやりたいという話もあったのですが、我々は、それはまだ先の話であって、まずA40に21カ月齢以上が入らないということ、もう少しデータを出してやってほしいということ、をいってきております。

中村 そんなに厳密で、アメリカは必ずしも満足していない。けれども、八木さんのお立場からいうと、日本はとにかく生まれたときに耳標がついて、全部素性がわかるようになっていないという気持ちではないですか。

八木 私どもは肥育なので、生まれたときにつけた耳標がそのままついて入ってくるわけで、出荷するときも、またその個体識別番号は一般消費家庭まで届く。

中村 牛のトレーサビリティは法律ですものね。

八木 それがあるので、どこでだれが飼った、私が飼いましたということまでわかる。アメリカあたりのものは、それが全然わからない。この2年間、日本の消費者の方の信頼を得るために、10けた耳標をつけました。行く先の調査も全部できるようにしました。そういう形になっているのに、アメリカから入ってくるものは全然せぬでいいかというふうにも思いますし、もしリスクの差があるままで入ってくるのであれば、消費者に届くまで、リスクの差はありますと表示してもらえるのかとか、そういうことも思いますし、消費者側にしたら、そういうことになりますよ。

中村 リスクの差は少ないのです。(笑)

八木 少ないけれども、あるかないか、それはわかりませんよ。

中村 ゼロではない。

八木 ただ、それが出回るか出回らないかといったら、日本の牛肉は今の状態であれば出回らない。アメリカの牛肉は、ひょっとしたら中にまざっているかもしれない。その辺が、やっぱり万人思うことだと思うので。

中村 消費者の立場としてはどうですか。飯田さん、気持ちとして。

飯田 やはり八木さんが最初におっしゃったように、日本政府も、日本と同等の安全対策がとられていることが前提条件であるといっていたわけですね。日本はそれなりに対策をしてきて、国民の間では、今、安心して食べられるということになっているわけですから。私が思うのは、一般的に商取引をするときに、売る側と買う側があって、買う側の、

こうこうこういう条件でしたら買いますよということがあって、そうしましょうとって、売る側が売る。これが一般的な流れだと思うのですが、今は、売る側がこの条件で買えという。こういうやり方は本当にいかなものかと私は思います。

中村 わかりました。これはご質問として伺っても答えられないのだろうと思いますが、それはまた置いておいて、次に移りたいと思います。ご意見はよくわかりました。

中村 もう1つは、検査体制です。先ほど小野寺さんがちょっとおっしゃいましたけれども、これからアメリカ・カナダも、サーベイランスとっていますが、これの拡大とか継続が必要だと、今度の報告書でも結論に対する附帯事項の中できちんと述べているわけですね。しかし、現実としては、検査の範囲はまだ非常に狭いというあたりの考え方は、どういうふうに解釈したらいいのですか。

小野寺 これはいろいろ意見がありまして、日本とアメリカの間での意見もありますけれども、例えば僕がO I Eの方に行くと、E Uとアメリカ・カナダの間の意見とかあるわけですね。そうすると、そこでも意見の対立はかなりあるわけです。日本はどちらかというとE Uに近い国なのですけれども、そういうことで、できるだけ、少なくともリスク牛は全部やってくれという方に話は行っているのです。

それでやらないということになると、恐らく1年、2年はこれでいいのかもしれませんが、将来アメリカでB S Eが出ないという状況が数年とか長年続いたときに、それをB S Eが撲滅されたとか、清浄国と認めるのかということになったとき、かなり国際的な問題にはなると思うのです。

中村 検査体制の問題について、何かご感想なりご意見がございましたら。

山本 先ほどの資料の12ページの24だと思うのですが、「交差汚染の流行形態」ということで推定しておられるのです。この推定がどういう意味を持つのか、もうひとつわかりにくいのですが、感覚的にいいますと、B S Eはアメリカでも起こりますよということと解釈した方がいいのか、これは可能性なのですよということなのか、そこら辺はいかなのでしょうか。

小野寺 これは、研究者によっていろいろ意見のあるところなのですが、このレポートに書かれたのは、少なくとも現在のアメリカのえさのコントロールの問題とか、あとはS R Mをとる問題とか、そういう問題を続けていくのだったら、アメリカではまだまだB S Eが出る可能性はあります。ですから、多分来年出なくても、再来年に出る可能性

はなくならないということですね。これはこれで、そうだろうと僕は思います。

山本 これはサーベイランスの問題なのか、いわゆる飼料バン、飼料の規制の問題なのか、その辺については、逆に、アメリカ側はどういう感触を持っていると見たらよろしいでしょうか。

小野寺 アメリカの人も、その立場立場によって、いうことがいろいろ違うのですけれども、やっぱりこれはサーベイランスもやった方がいいし、サーベイランスでひっかからない牛ということもありますけれども、実際問題として、規制がまだ不十分であるということで、まず一義的にいえると思います。

中村 何か補足でございますか。

飯田 私が、この検査の問題で重要だと思うのは、アメリカのサーベイランスの対象が限られている。この問題があると思うのです。これは7月14日のプリオン専門調査会に出た資料なのですが、たしか北本委員の求めに応じて、日本でアメリカのやり方で検査があったとして、どれぐらい検出できるかということだったと思うのですが、結論からいいますと、アメリカのやり方では、20例のうち、約半分は検出できない。つまり、健康牛は対象ではないので、感染を見つけることができないという結論が報告されているわけです。

ここが非常に大きな穴といえますか、ブラックボックスになっていまして、アメリカは三十数万頭やっているから大丈夫だという言い方をしますけれども、それは健康牛をほとんど除いた話でありまして、ここは非常にブラックボックスになっているのではないかとはいえます。

小野寺 それに関しては、15ページとか16ページに、「日本のBSE検査を米国・カナダのサーベイランスデータに外挿してみると…」、絶対数として、米国は5～6倍、カナダは4～5倍ということを行っていますから、確かにそのとおりのことが書いてあるわけですね。ですから、これらに関しては、異論のある人もあるかもしれませんが、我々は、このぐらい出ても不思議はないと思っているということです。

中村 こういったバックグラウンドは確かにあるけれども、それにもかかわらず、日本向けの輸出プログラムに乗っかって輸出してくる牛であれば、リスクの差は小さいだろうということですね。

小野寺 そういうことです。

山本 この散発的に起こるものが、日本に輸出されるものから排除されるということがどこまで保証されているかという問題だと思うのです。

もう1つは、この牛をアメリカ人は食べるわけですね。もちろんBSEになった牛は排除されますけれども、そういう状態でアメリカ人は食べているわけですね。そのことに対するアメリカ側のリスク管理機関の観点と、日本側が違うということであれば、それは国情が違うのでしょうかというしかないと思うのです。サイエンティフィックに見たときに、この程度のことはリスクとしてないのですよということなのか、そのところがよく見えないものですから、我々として、本当にこれをどう考えたらいいかということが非常にわかりにくいということだと思のです。

中村 排除されるのかどうかという点ですけれども。

小野寺 それはBEVというか農水省があれですかね。サイエンティフィックな話になりますと、この下に汚染割合ということが書いてあって、要するに、日本で5～6頭と書いてありますけれども、牛の比率からいえば、100万頭当たりの汚染度は、米国も日本もカナダもほぼ同等、特に米国の場合は、日本よりやや少ないという話になるわけですね。もちろんこれは20カ月齢で見れば、差はもっと小さいという話になると思います。

あと、排除できるのかという話は.....。

中村 これは輸出プログラムによって輸出されてくるということによろしいのですか。

伊地知 BEVプログラムに基づいて、条件に合致したものが輸出される。

中村 入ってくるから、仮にアメリカの.....。

伊地知 アメリカでBSEが発生しても、そういうものは特定危険部位を除去することと、20カ月齢以下の牛を輸入するということで、先ほど評価していただいた、リスクの差は非常に小さいという結果になる。

道野 多分報告書案の30ページの一番上に、表4「生体牛のリスクレベル」が出ていますと思うのですが、アメリカの20カ月齢以下の牛の場合は、感染していたとしても、検査でいえば、日本も使っている今のスクリーニング検査の「検出限界から検出限界以下」ということで、日本も検査陽性牛は排除しているわけですが、検査陽性牛は20カ月齢以下には混じっていないでしょうというのが、この評価の結果ということですから、20カ月齢以下を輸入している限りは、検査陽性牛は輸入されないということになるわけです。

中村 ただ、山本さんのおっしゃった、アメリカ人はこれを食べているのだというのは、時々アメリカの高官もいわれるのです。私は、これは全く個人的な感想ですが、何度かアメリカに取材に行って感じるのは、そういう点での日本人ほどの神経質さはないと

ということなのかもしれません。

科学的な部分でも、例えば本当は人間に感染したときの危険が、変異型ヤコブ病は潜伏期間が物すごく長いわけですね。今食べていて大丈夫だから、これは絶対大丈夫だということも、これまた科学的でない説明じゃないかと常々思っているのですけれども、そこはおっしゃったように、国民性の違いみたいなことが多少あるのかなという気がしますね。

中村 さて、今、検査の問題、生後 20 カ月の問題、そういった月齢の問題、これからのサーベイランスの問題、こういったことについて意見を交換してきたわけですが、今、非常に大事な問題は、先ほど小野寺さんの説明にもあったえさの規制の日本との違いがあると思うのです。これについて、どなたでもいいのですが、ご意見なりご質問なりございませんか。

つまり、牛からとった肉骨粉は、アメリカではもちろん牛には与えていないけれども、豚とか鶏にはまだ与えているという事実がありますね。日本は、そういう点、ごく最近、豚からとった肉骨粉については、豚とか鶏には許可しようじゃないかという動きになっておりますけれども、そういう点で、考え方がかなり違う。生産者としては、八木さんはどんな感じを持たれますか。

八木 肉骨粉の話なのですけれども、日本で B S E の発生以降、与えることが禁止されていますし、また流通段階においても、鶏・豚と牛とについては、車も別にする、袋から何から、生産ラインから全部分ける。そういう形で安全性が守られてきておる部分もあるのです。小さい農家で、ひょっとしたらやっておる可能性はないともいい切れぬのですけれども、そうやって流通段階から全部分けられていますし、日本の方は、安全性についてはほぼ守られていると思うのです。アメリカの方ではまだやられておるということで、汚染物がまざる可能性がまだまだあるのではないかと思います。

飯田 附帯事項の 3 本目のところにもかかわると思うのですけれども、要するに、SRM を利用しているという問題にもかかわってくると思うのです。アメリカの飼料規制の実情は、私は驚いたのですが、簡単にいいますと、袋に「これは牛由来のものだから牛に与えてはいけません」という表示がしてある。それが飼料規制の根幹に座っている。ただ表示がしてあるだけ。このことがいろんな不透明さといえますか、もしこういうことが起こったらどうなるのだろうという不安が起こるもとになっているのだろうなと思うのです。日本のように、蒸製骨粉以外は一切出回らないということをしているのではなくて、出回

っていて、これは与えてはいけませんよという表示をしてあるから、あなたはそれは守りなさい。けれども、アメリカのほとんどの農家は自家配合ですね。自分でえさをつくる、配合する。そこにゆだねてしまっている。これで本当に実効性があるのかという点は、非常に不安が残る。そういう灰色の面があると思うのです。

加えて、SRMの利用がされている。これでは連鎖を断ち切ったことにはならない。ここがポイントだと私は思います。

中村 確かに特定危険部位のえさへの利用はまだ行われているわけですがけれども、今度の答申でも、その辺はきちんと禁止すべきではないかというような文言もあるわけです。これは伊地知さんがいいのかな、申し入れるというようなことは難しいのですか。やっぱり相手の国のことでもあるし。

伊地知 最終的な答申でそのような附帯意見としていただければ、それにつきましては、アメリカ側に尊重するようにお話をしたいと考えております。ただ、アメリカは、反芻動物の肉骨粉を反芻動物に与えないというのが飼料規制の基本で、これは国際的にも、反芻動物の肉骨粉を反芻動物に与えないということが基本なのです。だから、何もやっていないというと、アメリカ人は不思議に思うのです。我々は基本的な、一番大事なことはやっているんだ。あとは、念のための措置が、日本とアメリカでは違うんだ。念のための措置については、その国の事情がいろいろあるんですよ。アメリカの場合は、と畜場も牛と豚はほとんど分かれている。飼料工場も牛と豚の専門化が進んでいるというような形で、それぞれの国の事情で違うので、自分たちはきちんとやっているのだという認識なのです。我々は専門家会合でも、交差汚染の可能性をアメリカ側に何度もいってきました。ただ、アメリカ側は、自分たちは基本的なことはちゃんとやっているということです。

ただ、我々がいったことだけではないのですけれども、国際調査団が勧告したこともありまして、今 30 カ月齢以上の牛の脳と脊髄、先ほどの特定危険部位の主な部位につきましては、豚とか鶏も含めて、すべての家畜のえさからは排除をしようということで、アメリカも、今パブリックコメントをしております。それが終わったら実施をしていきたいという意向を持っております。そういう意味では、附帯意見等でいただきますれば、それもまた我々はアメリカ側に尊重するようにしていきたいと考えております。

中村 わかりました。小野寺さん、何か。

小野寺 私も日米BSE協議のワーキンググループのメンバーでありまして、アメリカまで行ったこともあります。そのときも、米国で脳、脊髄、脊柱を 30 カ月齢以上という

のはちょっと甘いのではないか、12 カ月ぐらいまで下げた方がいいのではないかということとは当然そのときいって、それは国際ワーキンググループ、キムさんもそういつているわけですね。現状でなかなかそうならないから、今のところは、あくまでも妥協ということで 30 カ月だけれども、これは必ずしも認めているわけではないということをついたわけです。ですから、ここをまた何とか 12 カ月まで下げるとか、それはずっとついてもいいのではないかと思うのです。

中村 それは、こういった答申がきちんと行われれば、対応していただけるということなのでですね。

中村 もう1つ、アメリカ・カナダのと畜のやり方と日本の違いの中で、ピッシングというのが、先ほど小野寺さんからもお話がありましたがつ、いかがでしょうか。

ピッシングというのは、もうご承知の方が多いと思いますが、牛を処理するときに、まず気絶をさせて、しかし、気絶をしても作業中に突如として暴れ出す心配がある。それで脳のところワイヤを入れて、そういった危険が完全になつようにする。日本は実はまだかなりやっているわけですね。これは中枢神経の物質が、肉とかほかの部位に混ざつてしまつ心配もある、できればやめようじゃないかということで、日本も一応目標を決めて、これは中止をしようということらしいのですけれども、その辺をちょっと説明してくださいませんか。

道野 ことしの5月にいただいた国内でのBSE対策の評価であるとか、昨年の9月にもいただいている我が国のBSE対策の評価という2回にわたつていただいているわけですが、両方の中でも、ピッシング、今中村先生がおっしゃつたような、要するに、と畜する牛を不動化するために、反射運動で作業員の人かけられて大けがしてしまうということがあるものだから、脳組織を破壊するピッシングという作業が入っています。

これをやめてもらうためには、例えばと畜場の施設を改善して少し逃げやすくするとか、電流を牛体に少しかけて不動化するとか、そういったことが必要になつてくる。もっと原始的なやり方としては、熟練した人がやると意外とけられないとか、そういうレベルのものがいろいろあるわけですね。そういったことについて、やはり労働安全ということも考えていかなければいけないということがありまして、ことしの4月に全国のと畜場に対して、向こう3カ年で中止に向けての取り組みについてまとめていただくということで、今ちょうどまとめている時期なのです。まだ前向きに取り組んでもらえないところも若干あるの

で、個別にこちらの方でお願いをしたりしているので、結果についてはまだ公表まで来ていないですけれども、向こう3年間で大部分のと畜場でピッシングは中止できるように対処していきたいと考えて、今、進めているところです。

中村 実はこの部分については、むしろアメリカの処理の方法の方が、日本よりは安全性が高いという部分になっていると思います。

中村 さて、そこで、いろんな議論の項目が一わたりそろったと思いますので、お待たせをいたしました。この辺で会場からのご質問、ご意見をいただきたいと思います。

ご意見、ご質問を述べられたい方は、もしお差し支えなければ、どういうお立場かということと、お名前をおっしゃった上で、ご意見をいただければと思います。

今、壇上の方のお話は非常にいいテンポでありまして、どなたも大演説をぶつこともなくて、うまく進んでおります。このペースでこれからもいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。どなたからでも結構ですが、ちょっと手で合図をしてください。

高谷 BSE市民ネットワークの高谷といたします。

私たちは、日本人がBSE感染、ヤコブ病を発症しやすい遺伝子を93%持っていることを厚生労働省が発表していることを受けまして、日本人がBSEを発症する危険性を除くという意味でも、世界に誇るBSE安全対策を維持してほしいということはずっと主張してきました。なぜなら、同じ量のプリオンを摂取すれば、どこの国よりも、日本人が発症しやすいということが示唆されているわけです。

そういう意味で、この結論の部分の、日本とアメリカの同等性を評価するのは困難であるという評価について、私たちは非常に支持するものです。本当に内外同一になるのかという意味では、アメリカの特に飼料規制の問題が、私たちは問題だと思っています。仮定の上でということですが、こんな仮定はあり得ないと思っているのですが、えさの問題で、日本と違って、豚とか鶏に肉骨粉が与えられるという条件が、今あります。しかも、その残飯は牛に与えてもよい。実際に与えられているという状況があると聞いています。こういう中で、本当に20カ月齢ということが確認されたとしても、日本の20カ月齢の安全性と、アメリカの20カ月齢の安全性は全然違う。育ってきたえさが違うわけですので、若くても大量のプリオンを摂取していれば、20カ月齢以下でもBSEを発症している可能性があると思います。私たちは、今の評価は、アメリカを評価するだけのデータもないし、アメリカ自身がそのデータを持っていないということで、評価するのは困難であ

るということを支持します。

今、輸入することは非常に危険である。私たちは、アメリカの牛肉を食べるつもりはありませんが、それを選択するだけの情報があるのかということも不安を持っております。

中村 恐れ入ります。マイクを後ろの、最初に挙げられたので。

山中 安全食品連絡会の山中と申します。

先ほど牛の月齢の判断が難しいという話でしたけれども、日本で 21 カ月で B S E の感染牛が見つかっています。ですから、そこは危険が割と残っていると思います。

それから、危険部位を除去するということですが、危険部位以外の副腎とか筋肉中の神経とか、そういうところからも異常プリオンが見つかっているというので、危険部位の除去だけで必ず安全とはいえないと思います。

危険部位を除去するのが、アメリカで違反が 1,036 件もあって、厚労省が監視に行くといわれていますが、どういうふうに監視をされるのか。厚労省が来れば向こうはちゃんとすると思いますし、来なければ悪いことをするかもわからないと思うのです。

もう一つは、アメリカのアイダホ州で、5 名ほど B S E に感染した人が発見された。それ以外にも、競馬場でクロイツフェルト・ヤコブ病を発症しています。日本でも 1 人は新聞に報告されましたけれども、こういうふうに病院の診断書も持っているのですが、ちゃんとした公表ができていないと思います。もっと本当の情報をみんなにちゃんと知らせてもらわないといけない。

アメリカのジョン・スタウバーさんが日本へ来て、米政府と産業界が手を組んで、B S E の危険性に無関心にさせ、牛肉消費量に影響を与えないようにしているということをお話しされまして、この方は本も出しておられます。その辺のことも、政治的なものもあるということも考えていただきたいと思います。

中村 まず、最初の方がおっしゃった日本人は変異型のヤコブ病にかかりやすいのだという、その点について。

小野寺 それに関しては、たしかプリオンたんぱくのアミノ酸の 129 番目が、バリエーションにかかっている人はメチオニン/メチオニンであり、欧米人はそれを持っている人が 30 ~ 40% だけれども、日本人の場合は 80% を超えているから、それなりに高いのだということです。それはそのとおりだと思います。それはそれとして、日本自身が食の安全に関してこれだけかなり細かく考えている。それはそれで説得力は結構あると思います。

中村 冒頭の方でもちょっと出ましたが、監視のことですね。これからの話なのですけ

れども、道野さんがいいのかな。

道野 監視のことについては、仮に輸入が再開した場合ということで、先ほども申し上げたような内容ですけれども、アメリカの場合は、今回のEVプログラムに関しても、その他の、先ほど 1036 件の話をちょっとされましたけれども、もともとベースになっている国内規制のSRMの除去に関しても、HACCPというシステムの中で、今度上乘せの基準がかかるところについては、国際的に品質システムとして認められているISO9000というシステムで管理することになります。端的に言えば、手順書と記録をきちんと残していく。それに関して、アメリカの農務省の検査官がと畜場に常駐していますので、監督をする。上乘せプログラムの全体のアメリカ国内の方の査察に関しても、アメリカの農務省が年2回査察をする。

そういったシステムがきちんと動いているかどうか。要するに、文書化されているか、実際に行ったときに見るといのは非常に限られていますけれども、行って見たときに、そういう手順でやられているか。ふだんやっていなかったら、やっぱりできないことは多いわけです。そのときだけやろうと思っても、なかなかできないこともあるわけです。特に、いいか悪いかは別にして、ラインスピードも速いですから、ふだんやっていないことがそんなにきっちりできるということでもないと思いますし、そういった実際の実施状況、アメリカ政府がどういうふうに管理しているか。と畜場の管理者がどういう管理をしているか。そういったことについて、実態的なものも含めて、その場面、それまでの記録、そういったものも含めて確認をしてきたいと考えています。

ちょっと補足しますけれども、先ほどのバリエーションの問題で、ご承知だと思いますけれども、去年の「中間とりまとめ」で、平成13年10月以前に関していえば、日本人のリスクとして0.1なり0.9なりという試算をされていて、それ以降の対策によって、リスクは効率的にほとんど除去されているという評価を、安全委員会の方でもされていますので、そういったことを基本にして、アメリカの評価なり、カナダの評価なりもごらんいただければいいのではないかと思います。

中村 前の方と、先に向こうの方が挙げられたので、女性の方です。

島村 安全食品連絡会の島村と申します。

今、いろいろお話を聞いておまして、解禁されました場合、ちゃんとした取り決めが遵守されているかどうかということ、日本政府は査察に行かれると思うのですが、査察に行かれる担当官が、農務省の動物検疫所の家畜防疫官から23名と、厚労省から2

人ということを知っています。25名、去年1年でも1,036件という危険部位の違反が出ている中で、これぐらいな人数できちっとした検査の監視ができるのかということが大変気になります。

アメリカのスタウバーさんがお見えになりましたときに、アメリカでは、子牛の代用乳には、やはり肉骨粉から出るたんぱくがぜひ必要だということもお聞きしました。これらを含めましたら、まだ大変危険な気持ちが残っております。お答えいただけたらと思います。

以上です。

中村 23人と2人というのは、どこの数字ですか。農務省というのはアメリカですね。

島村 これは日本から査察に行かれる人数。国会で討議されたのではないのですか。

中村 それは、私、まだそこまで数字が出ているというふうには思っておりませんが、どうですか。

道野 では、2名の厚生労働省から、(笑)ちょっとお答えしたいと思います。正確に申し上げますと、来年度の概算要求で2名の増員を図りたいということで要求をしているということが事実です。

それから、輸入食品の安全対策ということでいいますと、例えば中国産のハウレンソウの問題とか過去にもありましたし、そういう残留農薬の問題とか、例えばアフラトキシンとか天然の有害物質の問題、BSE以外にもいろいろあるわけです。そういった事件に対して、相手国に行って管理体制を確認したり、協議をしたりということは、厚生労働省は従前からやっておりますので、それに必要な人員とか旅費とかいうものは、そういった通常の予算として確保していて、それに上乗せとして、定員関係は非常に厳しいのですけれども、2名、本省の方の増員ということで要求しているというのが、実際の内容です。

島村 では、取り決めがきちっと遵守されているかどうかということの検査に行かれる、向こうで検査体制に当たられる、日本から行かれる人の人数などは、まだ決められていないわけですね、このBSEに関して。

中村 それはまだだと思います。

島村 まだなのですか。

道野 まだ答申を受けていないので。

中村 答申もまだ出していない。

何かありますか。では、手短かに。

伊地知 代用乳の問題。代用乳に肉骨粉が含まれているのではないかということですが、基本的には、牛の肉骨粉は使用を禁止されていますから、代用乳であったとしても、牛の肉骨粉が入っていることはないと思っています。

中村 代用乳は、確かに子牛には、最初の乳離れをする間は必要なのですが、肉骨粉を使うことは禁止されていると思います。

それでは、なるべく多くの方に。その後ろの方。

女性 とにかく安全性に関しては、これだけ大変な議論がされています。事は輸出と輸入ですが、日本がどんなすばらしいものを輸出しようと思っても、分量が多いとアメリカは国会で、国を挙げて猛烈に反対してきます。これだけ安全性が十分に確立されていないものを、さあ買え、さあ買えと物すごい。世界一の軍事大国のアメリカが、日本に対して居丈高に買え買えと猛烈に迫るのには、戦争をしない日本としては、言論で大いに反論しなければやっていけないと思います。だから、政府とか高官の方は穏やかに遠慮をしながらおっしゃるかもしれませんが、消費者とか1億人の国民は、もう少し大きな声を上げて意見をいうべきだと思いますので、もし輸入再開になりましたときには、大きな声で、食べてはいけないとか、盛大なキャンペーンをしても悪くはないと思います。国民不在の日本では困ると思います。

中村 私も何十年も日米の貿易摩擦とか取材してきましたけれども、アメリカの今の感触は、これも私の個人的な考えですが、貿易摩擦と見ているのですね。これは普通の貿易摩擦ではなくて、問題は食の安全・安心についてのやりとりなのだという事は、どうもアメリカにはまだわからない、理解されていない。ちゃんとした人はわかっているんですよ。けれども、わかっている人たちもいます。ですから、そういうところは私も感じます。ただ、買うなということは、やっぱり政府としては言えないのではないのでしょうか。

それは一応ご意見として伺って、あなたは2回目ですか。1回目、ごめんなさい。さっきから挙げておられた。抜かしてしまいました。

井坂 私は、新日本婦人の会という消費者団体で活動しています井坂といいます。

私は、きょうのお話を聞いて、非常に驚きと不安が増した気がします。先ほど八木さんがいわれたように、同等性を評価するのは困難ということとか、リスクがいろいろある中で、今なぜこんなに急いで答申を出されているのかと思います。私は京都から来たのですが、今日と明日とブッシュさんが来られていて、すごい厳戒態勢なのです。その来

られていることへのおみやげなのかなという気がするのです。

今まだこれだけいろんな反対意見があったり、専門委員会の中でもいろんな意見があるのを、なぜそんなに急いでしなければならないのか。命のかかっている問題なのだと思います。20カ月齢の問題にしても、SRMの問題にしても、全然すっきりしていないし、こんなことでいいと思うし、特に肉骨粉、飼料規制のことについては、本当にひどいと思います。

今は国産牛は買って食べているのですけれども、偽装表示の問題もいろいろあるので、これからでいうと、幾ら国産と書いてあっても買って大丈夫なのだろうかと思うし、お肉は豚も鶏もあるし、私も牛を食べなくても思うようになってしまいうだろうし、周りの人たちも、牛肉は食べなかったらいいんだからとか、牛肉は買わなかったらいいという人もいます。牛を食べなかったらいいということだけではなくて、国産牛の消費が減るのも不安だけれども、加工品についても、和牛とはっきりわかりにくいものについては非常に不安です。私は、小・中・高と子供がいるのですけれども、学校給食とか外食産業などでも、いつまでも親がついて、外食したときは食べたらあかんというわけにもいかないし、その辺でもすごく不安です。

変異型ヤコブ病についても、アメリカでも若年性のものが増えているとは言われていますけれども、実際、今、本当にどれぐらいの人がいるというデータも不安定だし、アメリカではまだそんなにわからないので、そういう不安の中でなぜ急いで輸入されるのかということと、先ほどもいわれた93%の人がそういう遺伝子を持っているというところでは、十分なリスクだと思います。アメリカの倍以上のそういう遺伝子というところら辺も考えて欲しい。

薬害エイズの問題とすごくかぶって思うのです。そのときも、危険というのが見えながら血液製剤を輸入してきた。日本の政府は謝られましたけれども、謝って済む問題ではない。やはり今不安があるので、もう少し時間もかけて検討してからやってほしいと切に思います。

中村 では、それはご意見として伺いしておきます。

なるべく多くの方にご発言いただきたいので、どちらが先かちょっと忘れましたがけれども、お2人続けて伺います。

辻 市民生活協同組合ならコープの辻と申します。

2001年のBSE発生以来、食の安全を揺るがすさまざまな事件が起こりまして、そのこ

とがあって、消費者の願いもあって、食品基本法が成立し、食品安全委員会ができたということで、国民の信頼と期待は非常に大きいとご認識いただいているかと思えます。

今回の政府による諮問ですけれども、昨年 10 月の日米協議の牛肉輸入再開合意という前提があってからの諮問と私どもは受け取っております。そのこと自体が、大変細かな手続論ということになるのかもしれませんが、やはりこのことは、国民の食の健康ということを基本に置いた食品安全行政のこれからの確立、推進において、非常に問題になるのではないかと私は考えております。

先ほど飯田さんのご発言にもありましたように、今回の条件つきでの諮問、それへの答申というこの形が、非常に不自然なものにも映りますし、今回の諮問以前の 20 カ月齢以下の検査云々という問題に関しましても、アメリカ牛輸入ということがずっと見え隠れしてきたわけです。そういうことでは、政治からの独立ということで、この安全委員会の権威を高めていただきたいということが 1 つあります。

もう 1 つは、この結論部分でございますけれども、科学的同等性を厳密に評価するのは困難であるということの結論に賛成いたしますが、それ以降の輸出プログラム云々のくだりは、むしろ附帯事項に加えるべきものではないかと考えます。結論としては、今日いろんなご意見も出ていましたけれども、まだまだ早急に出すべきものではなくて、言えるのは評価が困難であるということであり、プログラムが遵守される、されないの監視体制という問題もあります。これは心もとない結論ということになりますので、附帯事項の方へ移行するべき事柄ではないかと考えております。

中村 わかりました。それでは、ちょっとお答えいただきたい部分もありますが、先に奥の手を挙げておられる方。女性の方ばかりですね。男性の方のご意見はないですか。

久原 和歌山県の生活学校連絡協議会から参りました久原と申します。

私、高校で教師をしておりまして、私どもの年齢は、異常プリオンが体の中に入っても、10 年殺し、20 年殺して、出ないうちに死んでしまえばそれでいいかもしれないけれども、若い子供たちはお肉が好きで、外食産業でどんぶり物を食べたり、あるいは肉じゃがを食べたり、加工品だったらそのお肉の原産地表示がなされていないという状況の中で、今回、BSE リスクの同等性を非常に近づけている、差が小さいということで、苦渋に満ちた結論ではないかと思うのです。母集団が大きくなればなるほど薄くなると先ほどおっしゃっていましたが、10 倍というのは、数字的には相当に大きい数ではないかと思えます。例えば 10 に対して 100 ということで。

しかも、日本の場合は、全頭検査でBSEと検査されればその場で焼却処分ということで、私ども信頼しております。当初のころは、それが肉骨粉になって出回ったと大騒ぎしたこともありましたが、今は信頼しております。ところが、これがアメリカから入ってくるということになると、先ほど皆さんおっしゃったように、ちゃんとやらないことに対して査察をすとか、いろいろなことで、アメリカ産がどれだけ安全が担保できるのか、非常に心配なのです。それに対して、狂牛病になりました、クロイツフェルト・ヤコブ病になりましたということになったときには、一体その因果関係をどう証明して、だれがその責任をとってくれるのか。消費者としては、そのあたりのお答えをちょうだいしないと、帰って報告ができないなと思いながら、ここに座っておりました。よろしくお願いいたします。

中村 うーん、変異型ヤコブ病になると思いませんか。(会場から「不安です」との声あり) 不安。それはもちろんゼロリスクはないと思えますけれども、アメリカで、先ほどおっしゃって、私、そのときは申し上げなかったのですが、ニュージャージーで16人のヤコブ病が出て心配だというときに、私はプライベートで調べに行きまして。その結果は、あのグループは、スカーベックさんという会計士さんが告発したのですけれども、公平に見て、普通のヤコブ病ですね。つまり、変異型のヤコブ病ではないと思えます。

先ほどコピーを持たれて、ヤコブ病だと。私は、あれもバリエーションではなくて、普通のヤコブ病だと思いますね。さっきのカルテを見た範囲では。

ただ、アメリカで問題は、ヤコブ病であっても、それを報告する義務のある州が、アメリカの州の大体半分ぐらいしかないのです。つまり、ヤコブ病が発生しても、それが州政府に届け出る、報告する義務のある州は半分ぐらいしかない。私は、そのことは大変問題だと思って、その後も物に書いたりしゃべったりしております。

ですから、リスクを心配しながら行動するというのももちろん非常に大事なことだと思いますけれども、少なくとも日本人が、この間、イギリスの経験の方が1人、ヤコブ病になられました。あれは変異型だということが大体わかったわけですが、それ以上のご心配は余りしない方がいいのではないかという気がするのですけれども、間違っていますかね。

小野寺 日本でも輸血の問題があるわけですね。たしか1998年ぐらいまで英国にいた人は供血禁止であるということにはなっているのですけれども、少なくとも日本にいる人は、別にそういうことにはなっていないということもある。少なくとも医薬品の方がかな

り予防原則ということでいっていますから、英国にいる人が危ないということはもちろんあると思います。あと、一般的に、ヨーロッパですか。

中村 確かにここにも支援しておられる方々がいらっしゃるかもしれませんが、日本の場合には、硬膜移植という非常に不幸な処置でいわゆる医原性のヤコブ病になったという事例はありますから、いろんなことについて極めて神経を配って対処していかなければいけないということは、間違いなくそうだと思いますけれども、アメリカから来て、これはすぐヤコブ病だというふうなご心配はしない方がいいのではないかと、私はちょっとと思います。けれども、今それはご意見としてはきちんと伺いましたので。

それでは、一番前の方でいいのですか。女性の方ばかりなのですが、今日ご出席は男性の方が多いのではないかと思うのですが、そうでもないですか。

サイトウ BSE市民ネットワークの会員に入っているサイトウと申します。京都から来ました。

きょうの報告もそうだし、今の中村先生のお話も、アメリカを最大限信頼して、持ち上げて発言しておられるように感じて、かえってとても不安になりました。健康のことですし、どんなに気にしてもし過ぎはないと思います。ましてエイズを初め、薬害とか、自然災害でなくて人のせいによるそういうことが今までいろいろ起こってきた日本ですから、そういうふうに簡単に「心配ですか」とか、「そんなに心配する必要ない」とか、「アメリカはちゃんとしてくれるだろう」とか、そういう幻想に基づいて公に余り発言してほしくないと思います。済みません、きつい言い方ですかね。

アメリカの市民の書いた本とか、スタウバーさんとかいうアメリカのジャーナリストたちとか、テレビ、BBCか何かの報道とか、読売テレビの告発を見ても、おっしゃっているのとは正反対に、大変厳しい状態があります。飼料の規制も禁止と受け取られておるようですが、実際には飼料の規制は表示義務であって、罰則もなければ点検もないというのが実際であるということを、現地の方でいろんな方々が報告しておられます。テレビでも、そういうのも見ました。

加工品もすごく問題であって、カレーのルーとかラーメンのエキスとか、そういうものは私たちは選びようがないわけですね。そういう問題がある。目視の状況についても、アメリカで告発した方が逆に処分されたのです。危険部位をとるといっても、1頭当たり10秒以下で処理して、どうして危険部位がきちっととれるのか。その辺も問題だと思います。

いろいろ言いたいことはあるのですけれども、厳しい目で、現実から未来に向けての安全を確保するという意味で、夢のような幻想のもとに、大丈夫だろう、やってくれるだろうという発想でいって欲しくないなと思います。

以上です。

中村 司会の立場で余りこんなことをいうのもどうかと思いますけれども、この報告書をごらんになって、幻想で、アメリカは何でもきちんとやってくれると書いてあるというふうに読めますかね。

サイトウ はい、読めます。

中村 私は、それはちょっと違うのではないかと思います。

サイトウ 仮定によって……。

中村 いや、事実関係。

サイトウ こうしてくれればということが、最後にも書いてあるじゃないですか。

中村 それはもう時間もないのであれなのですから、もう1つは……。

サイトウ ですから、それは、してくれるという約束を取りつけたわけでもなければ、現在そうしているということではなくて、してくれればということで、そうでなければ違った結論になるだろうという附帯決議がきちっと書いてあるということは、きちっと認めて欲しいと思います。

中村 ご意見として承りますが、私の言ったことで、これは私自身のことですから言いますけれども、私がさっきいったのは、アメリカのクロイツフェルト・ヤコブ病の監視体制は不十分だということをいったのですよ。

サイトウ それはいいと思います。

中村 それを余り歪曲しないで受け取っていただきたいと思います。

サイトウ そのことは歪曲していません。

中村 それはよろしいですね。

サイトウ はい。ただ、飼料が禁止してあるとおっしゃったですけれども。

中村 いや、私がいったのはクロイツフェルト・ヤコブ病のことです。

サイトウ その前です。子牛の代用乳の問題で。

中村 代用乳ね。

サイトウ 禁止してあるからだめといわれたけれども、アメリカでは、子牛のえさと成牛のえさは区別して取り扱っていて、私が聞いたのは、仔牛に血粉を与えるのを許可され

ていると聞いたのです。

中村 血粉は禁止されていないと思いますが。以前は使っていましたが。

サイトウ いや、ことしの話です。つい最近、9月の。

伊地知 感染性がないということで、牛の血液製剤については認められています。肉骨粉はだめでして、もし肉骨粉をどこでどう使ったという具体的な話があれば、こういう違反があってもアメリカ政府は取り締まっていないですよと、私はアメリカにいますから、その実態を教えていただければ、アメリカと協議する場とか話し合いの場では、そういう話もしたいと思いますので、具体的にどこで、どういう違反があったけれども、アメリカ政府は取り締まっていないというのを教えていただければ、私は伝えたいと思います。

サイトウ 私が聞いたのは、肉骨粉でなくて血粉ということで。

伊地知 血粉とか血液製剤は.....。

サイトウ ちょっと聞いてください。輸血で実際に感染していますね。

伊地知 牛の場合には、牛の血液製剤、血液は感染性がないということで認められています。

サイトウ 不明なことがいっぱいあると書いてあるのに、どうしてそのことが明らかなのですか。

伊地知 それは国際的なOIEというところの基準もあるし、EUもそういう試験をやって、血液については感染性がないといわれているので、それに基づいてアメリカはやっているということです。

中村 そういうご不安を持っている方がいらっしゃるということは1つの事実ですから、それは受けとめたいと思います。

ただ、時間がなくなりました。意見交換に移る前はテンポがよかったのですが、意見交換に移ったら、ベルがチンチン鳴って、本当はご質問とかご意見の数をもうちょっと増やしたかったのですが、冒頭申し上げたように、これは約束ですから、こちらは5時までしか会場が使えませんので、この辺で意見交換会は終わらせていただきたい。

今日いただいたご意見も含めて、今インターネットとか、ファクスとか、食品安全委員会にいろんなご意見をいただいていますから、締め切った後、小野寺さんが属しておられるプリオン専門調査会でそれを全部拝見した上で、答申という運びになるだろうと思います。それが今後のスケジュールでございますので、1つそのことだけ最後に申し上げて、この場の話し合いは終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

(5) 閉会挨拶

西郷 どうもありがとうございました。

熱心なご議論をいただきまして、パネリストの方々、関係省庁の方々、コーディネーター、ありがとうございました。また、会場からもたくさんご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今、中村コーディネーターからお話があったように、今、意見募集の最中でございます。今日のご意見以外にも、またお寄せいただければと思います。

それでは、本日の意見交換会の締めといたしまして、食品安全委員会事務局の齋藤局長より一言ごあいさつ申し上げます。

齋藤 きょうは、長時間どうもありがとうございました。

まだ意を尽くせない方もおられるかと思えますけれども、また、できる限り皆様方からのご意見を承るということでは、男性からの発言がなかったということは非常に残念かと思えます。今コーディネーター及び司会の者からも申し上げましたとおり、29日までパブリックコメントの受付は続けてございます。本日言い足りなかったこと等も含めて、コメントをいただければ、先ほどのお話のとおり、プリオン専門調査会の委員がそれにつきましては目を通すということになっておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

本日は、本当に長時間どうもありがとうございました。(拍手)

西郷 それでは、これもちまして意見交換会を終了させていただきます。

本日は、ご来場ありがとうございました。

午後4時55分 閉会